

令和7年度 高梁市スマートエネルギー導入促進補助金について

高梁市では、クリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより、カーボンニュートラルの実現を目指すことを目的として、スマートエネルギー化に資する機器等を導入する方を対象に、予算の範囲内において補助金を交付します。

<申請受付期間>

事業が完了した日から60日以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに申請してください。

ただし、予算枠の上限に達し次第、終了します。

<補助対象機器>

補助対象機器	要 件
住宅用太陽光発電システム	(1) 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。 (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが10kW未満であること。 (3) 既存設備増設の場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記(2)を満たしていること。ただし、モジュールを増設する場合は、パワーコンディショナーも交換又は増設すること。 (4) 発電した電気が日常生活に使用されていること。
住宅用定置型蓄電池	(1) 一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象にしている機器であること。 (2) 常時、太陽光発電システム等と接続し、同システムが発電する電力を充放電できること。
太陽熱利用システム	(1) 日本産業規格（JIS）に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたものであること。
充電設備	(1) 電気自動車等に充電するために、住宅の駐車場等に設置された普通充電設備、充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドで、200ボルト充電が可能なものであること。
充放電設備（V2H）	(1) 電気自動車等と住宅等との間で電力を相互に供給することのできる設備であって、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「NeV」という。）が実施する補助金交付事業の対象としての承認を受けたものであること。
家庭用燃料電池システム	(1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）に登録されている機器であること。
高効率給湯器	(1) 日本産業規格（JIS）に基づく省エネルギー基準達成率が最新年度の基準を満たしている又は統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上であること。ハイブリッド給湯器においては、年間給湯効率が108%以上であること。

高効率エアコン	(1) 日本産業規格（J I S）に基づく省エネルギー基準達成率が最新年度の基準を満たしている又は統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上であること。
窓断熱	(1) 公益財団法人北海道環境財団が既存住宅における断熱リフォーム支援事業において補助対象としているものを用いた、ガラス交換、内窓設置及び外窓交換であること。
Z E H住宅	(1) 建築物省エネルギー性能表示制度（以下「B E L S」という。）において、Z E Hであることの評価を受けていること。ただし、N e a r l y Z E H、Z E H O r i e n t e d は対象外とする。
電気自動車等	(1) N e Vが実施する補助金交付事業の対象としての承認を受けた電気自動車等であり、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により初めて新規登録を受ける普通自動車若しくは小型自動車又は初めて新規検査を受ける軽自動車であること。

共通要件：未使用品でリースでないこと

<補助対象者>

補助対象機器	補助対象者
住宅用太陽光発電システム	市内に住所を有する者のうち、自らの居住の用に供する市内の住宅に補助対象機器を設置する者又は補助対象機器が設置された市内の新築住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する者
住宅用定置型蓄電池	
太陽熱利用システム	
充電設備	
充放電設備（V 2 H）	
家庭用燃料電池システム	
高効率給湯器	
高効率エアコン	
Z E H住宅	
窓断熱	市内に住所を有する者のうち、自らの居住の用に供する市内の住宅のエコリフォームとして、補助対象機器の交換等をする者
電気自動車等	補助金の交付申請をする日から起算して1年以上前から継続して本市に住所を有する個人又は本市に本社若しくは支店等を置く法人等で、次のいずれにも該当する者 (1) 市内を電気自動車等の使用の本拠とすること。 (2) 電気自動車等の自動車検査証に記載される使用者及び所有者であること。ただし、所有者については、割賦販売契約により購入する場合は、この限りではない。

共通要件：(1) 市税を滞納していない者

(2) 本市から同種の補助対象機器に係る補助金の交付を受けていない者

(3) 暴力団員等ではなく、暴力団員と密接な関係を持っていない者

<補助対象経費及び補助金の額>

補助対象機器	補助対象経費	補助金の額 (1,000 円未満は切り捨て)
住宅用太陽光発電システム	補助対象機器の 本体及び付属機 器の購入費並び に設置工事費の 合計額	太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパ ワーコンディショナーの定格出力合計値のいづれ か少ない方 (小数点以下 2 位未満切捨て) 1 kW 当 たり 7 万円を乗じて得た額【上限 30 万円】
住宅用定置型蓄電池		蓄電池容量 (定格容量) 1 kWh 当たり 7 万円を乗 じて得た額【上限 30 万円】
太陽熱利用システム		補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額 【上限 10 万円】
充電設備		補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額 【上限 10 万円】
充放電設備 (V2H)		補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額 【上限 10 万円】
家庭用燃料電池システム		補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額 【上限 20 万円】
高効率給湯器		補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額 【上限 10 万円】
高効率エアコン		補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額 【上限 5 万円】
窓断熱		補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額 【上限 20 万円】
ZEH 住宅	—	20 万円 (定額)
電気自動車等	車両本体価格	補助対象経費に 5 分の 1 を乗じて得た額 【上限 20 万円】

共通要件：(1) 市内事業者以外が請け負った場合又は請け負った市内事業者が補助対象経費の 50% を超える額を市内事業者以外に下請負に付する場合は、この表に定める補助金の額及び上限額に 2 分の 1 を乗じて得た額とします。

(2) 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とし、国等の補助金を受ける場合は、その金額を控除した額とします。

(3) 補助金の交付は、同一の住宅 (電気自動車等は、同一の世帯) に対して、各補助対象機器につき 1 回限りとします。

<申請時に必要な書類等>

指定の交付申請書に必要な事項を記入の上、以下の書類を添付して申請してください。

補助対象機器	必要書類	申請期限
住宅用太陽光発電システム	(1) 工事等に係る費用の内訳が記載された注文書又は 契約書の写し (2) 領収書又は割賦販売契約書の写し (3) 電力会社との電力受給契約書の写し (太陽光発電シ ステム、蓄電池の場合) (4) 設備の仕様が確認できる資料の写し (5) 未使用であることを証明できる資料 (保証書等) (6) 着手前及び完了後の写真 (完了後は、全体及び型式	工事完了日 (保証の開 始日) から 60 日を経 過する日ま で
住宅用定置型蓄電池		
太陽熱利用システム		
充電設備		
充放電設備 (V2H)		
家庭用燃料電池システム		

高効率給湯器	等がわかるもの)	
高効率エアコン	(7) この要綱による補助金以外の補助金を受領する場合は、その金額がわかる書類の写し	
窓断熱	(8) 市税に未納がないことを証明する書類 (9) その他市長が必要と認める書類	
ZEH住宅	(1) 工事等に係る費用の内訳が記載された注文書又は契約書の写し (2) 引渡しを証する書類の写し (3) 領収書又は割賦販売契約書の写し (4) BELS評価書の写し (5) エネルギー計算書の写し (6) 住宅の仕様が確認できる資料の写し (7) 住宅の状況を示す写真 (8) この要綱による補助金以外の補助金を受領する場合は、その金額がわかる書類の写し (9) 市税に未納がないことを証明する書類 (10) その他市長が必要と認める書類	工事完了日(引渡日)から60日を経過する日まで
電気自動車等	(1) 自動車検査証の写し (2) 購入に係る費用の内訳が記載された注文書又は契約書の写し (3) 領収書又は割賦販売契約書の写し (4) この要綱による補助金以外の補助金を受領する場合は、その金額がわかる書類の写し (5) 法人の場合は、登記簿謄本又は現在事項証明 (6) 市税に未納がないことを証明する書類 (7) その他市長が必要と認める書類	自動車検査証の初年度登録の日から60日を経過する日まで

<取得財産の管理>

補助金交付を受けた機器については、次の期間使用してください。期間内に処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、廃棄、担保）するときは、市の承認を得る必要があります、場合によっては補助金の返還を求めることがあります。

補助対象機器	耐用年数
住宅用太陽光発電システム	17年
住宅用定置型蓄電池、太陽熱利用システム、充電設備、充放電設備（V2H）、家庭用燃料電池システム、高効率給湯器、高効率エアコン、窓断熱、ZEH住宅	6年
電気自動車等	4年

<申請書類等の提出>

以下の窓口へ直接持参、または郵送で提出してください。

受付窓口・問い合わせ先

〒716-8501 高梁市松原通 2043 番地

高梁市 市民生活部 環境課 環境政策係（市役所2階）

TEL：0866-21-0259 FAX：0866-21-0423

高梁市 スマートエネルギー

検索



QRコードを読み込んでください